

令和2年12月26日

日本子ども社会学会
会 員 各 位

日本子ども社会学会
選挙管理委員長 田中 謙

日本子ども社会学会 令和3・4年度理事選挙の
選挙人名簿（案）および被選挙人名簿（案）の確認について（お願い）

日本子ども社会学会では、令和3・4年度の理事選挙を令和3年1月から3月にかけて実施いたします。つきましては、選挙に先立って、選挙人名簿（案）および被選挙人名簿（案）（いずれも令和2年12月1日現在）を作成し、学会ウェブサイトに掲載いたしました（閲覧にはパスワードが必要です）。

従来、名簿（案）の確認は郵送で行っていましたが、今回よりウェブ上での確認に変更いたします。投票は従来どおり、紙媒体で郵送により実施します。

日本子ども社会学会「役員選出規程」第1章第2条には、

理事選挙の選挙権・被選挙権は、会員たることを資格条件とする。ただし、2年以上にわたって会費未納の場合はその資格を失う。

とあります。今回は、平成31（2019）年度までの会費を納入済みである会員が、選挙権・被選挙権の資格を有します（令和2年11月19日時点で確認済み）。

新入会員の方は、令和2年11月19日までに入会手続きが完了し、12月1日の理事会で承認された方を選挙権・被選挙権の有資格者としております。また、令和2年度末（令和3年3月31日）で退会する旨の申し出のあった会員につきましては、選挙権の資格は有しますが、被選挙権の資格者からは外しております。

この名簿（案）につきまして、ご異議等がございましたら、令和3年1月14日（木）までに、事務局までお申し出ください。

日本子ども社会学会事務局
〒152-0004 東京都目黒区鷹番三丁目6番1号
内外出版株式会社
Fax : 03-3712-3130
Mail : jscs@naigai-group.co.jp